

中小企業再生支援協議会事業実施基本要領 新旧対照表

(改正後)	(改正前)
<p>(略)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 支援業務部門 (1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 支援業務部門の業務内容 ①～⑥ (略)</p> <p><u>⑦ 統括責任者は、協議会事業の適切な遂行と、適切な支援体制の整備に努める。また、統括責任者は、別途中小企業庁が定める「協議会事業の発展に向けた取組指針」に従い、中小企業者等から事業遂行に関する意見等があった場合など、協議会事業の適切な遂行と適切な支援体制の整備に向けた調査等を実施する。なお、各経済産業局等は、必要に応じて統括責任者に対して業務改善計画の作成を要請することができ、この場合、統括責任者は、認定支援機関の長と協議のうえ、業務改善計画を作成する。</u></p> <p>5. ～ 10. (略)</p>	<p>(略)</p> <p>1. ～ 3. (略)</p> <p>4. 支援業務部門 (1) ～ (2) (略)</p> <p>(3) 支援業務部門の業務内容 ①～⑥ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>5. ～ 10. (略)</p>